

東松山市立市民病院入院患者の面会に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、東松山市立市民病院の入院患者に対する家族等の面会について、患者の療養環境の維持及び感染対策に配慮しつつ、正当な理由なく面会を制限しないことを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 当院は、入院患者と家族等との交流が療養上重要であることを踏まえ、感染対策その他医療上必要な場合を除き、面会を過度に制限しないことを基本方針とする。

(面会時間)

第3条 面会時間は、14時から16時までとし、対面時間は15分間とする。ただし、患者の病状や療養上の都合により、個別に調整する場合がある。

(面会者の範囲)

第4条 面会者の範囲は家族及び親族とし、対象者は感染防止の観点から小学生以上とする。

(面会人数及び回数)

第5条 面会人数及び回数は次のとおりとする。

- (1) 面会人数は、1患者につき1回2名までとし、各病棟につき、最大10名までの家族等が、同時に面会を行うことができるものとする。
- (2) 面会回数は、1日1回までとし、同一の面会者が同日に複数回面会することはできないものとする。ただし、主治医が必要と判断した場合は、この限りでない。

(面会場所)

第6条 面会場所は、患者の病室又は各病棟のデイルーム（談話室）とする。ただし、各病棟の重症部屋又はGICUに入室の患者の面会については、別に主治医の許可を必要とする。

(面会手順)

第7条 面会は、次に掲げる手順で行う。

- (1) 面会を希望する者は、総合受付（土曜日、日曜日及び祝日は、防災センター）で、病棟入館許可願を記入する。
- (2) 病院職員は、記入された病棟入館許可願の内容及び面会を希望する者の体調を確認し、疑義がない場合は、面会札を交付する。この場合において、記載内容及び体調に疑義がある場合は、各病棟スタッフに確認し、面会可否の判断を仰ぐ。
- (3) 面会者は、面会札を首から下げて面会を行う。
- (4) 面会者は、面会終了後、面会札を総合窓口（土曜日、日曜日及び祝日は、防災センター）に返却する。

(面会時の感染対策)

第8条 面会者は次の感染対策を遵守するものとする。

- (1) 面会前後に手指衛生を実施すること。
- (2) マスクを着用すること。

(面会制限)

第9条 次のいずれかに該当する場合は、面会を制限し、または禁止するものとする。

- (1) 5日以内に37.5℃以上の発熱がある場合
- (2) 風邪症状(咳、痰)がある場合
- (3) 下痢、嘔気、嘔吐がある場合
- (4) 頭痛、関節痛、咽頭痛がある場合
- (5) 面会を希望する者が、感染症に罹患している場合
- (6) 面会を希望する者が、1週間以内に感染症患者との接触がある場合
- (7) 同居家族が感染症に罹患している場合

(面会中の禁止事項)

第10条 面会中は、次の行為を禁止する。

- (1) 病棟内での飲食
- (2) 大声での会話や他患者の迷惑となる行為
- (3) 他の患者等への無断の写真撮影、音声録音及びSNS等への投稿
- (4) 医療機器への接触や操作
- (5) 病院職員の指示に従わない行為

(オンライン面会)

第11条 オンライン面会を次のとおり実施する。

- (1) オンライン面会は予約制とし、患者が入院している病棟の受付に、面会希望日の前日までに申し込むものとする。
- (2) 予約時間は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く月曜日から金曜日(以下「平日」という。)の13時から16時までとする。
- (3) オンライン面会は、平日の15時又は15時30分からの時間帯で実施し、1日1回15分間までの面会とし、病院全体で1日2家族までとする。

(面会の特例)

第12条 次に掲げる場合には時間外面会を認めることがある。

- (1) 病状説明の場合
- (2) 重症患者の場合
- (3) 終末期の場合
- (4) その他主治医が必要と判断した場合

(感染症流行時の対応)

第13条 院内又は地域において、感染症の流行が認められた場合は、患者の安全確

保及び院内感染防止の観点から次の措置を講じることができる。

- (1) 面会人数の制限
- (2) 面会時間の短縮
- (3) 面会場所の制限
- (4) 面会の一時停止

2 前項に掲げる措置は、感染状況を踏まえ、院内の会議により決定するものとする。

(周知)

第14条 この規程の内容は、院内掲示及び病院ホームページ等を通じて、患者及び家族等へ周知するものとする。

附 則

この規程は、令和8年6月1日から施行する。